

## 介護職員処遇改善新加算の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽成会（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善新加算制度（以下「処遇改善新加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する処遇改善新加算金（以下「処遇改善新加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、処遇改善新加算金を支給する。

### (支給額)

第3条 処遇改善新加算金の支給額は、処遇改善新加算制度による加算見込額の範囲内において、常勤職員又は非常勤職員の別に法人、及び理事長が定める額とする。

### (支給)

第4条 処遇改善新加算金の支給は、当年度分を、年12回の毎月一時金として給与とは別に、処遇改善手当として支給する。

### (在籍の限定)

第5条 処遇改善新加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

### (キャリアパス)

第6条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

### (昇給)

第7条 昇給は資格、勤務年数、人事評価によるものとし、別表の通り定める。

### (その他)

第8条 この規程は、処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

### 附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成22年12月1日から施行する。
3. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
4. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
5. この規程は、令和6年6月1日から施行する。